

## 介護老人保健施設ふぁみりい介護予防訪問リハビリテーション運営規程（新）

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団緑陽会が開設する介護老人保健施設ふぁみりい（以下「**当事業所**」という。）において実施する介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 介護予防訪問リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 **当事業所**では、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要支援者とする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

5 **当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。**

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

9 この運営方針を達成するために、全従事者は一致協力して介護保険の目的達成のための努力を惜しんではない。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ふぁみりい
- (2) 開設年月日 平成9年5月7日
- (3) 所在地 広島県福山市神辺町字道上2977番地1
- (4) 電話番号 084-960-0300 FAX 番号084-960-0301
- (5) 管理者名 三 木 正 己
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3454480025号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 (管理者と兼務)
- (3) 医師 1人以上
- (4) 理学療法士 1人以上
- 作業療法士 1人以上
- 言語聴覚士 1人以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者・医師

管理者及び医師は、当事業所に携わる従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とし、営業時間は8時30分から17時30分とする。

(介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第8条 介護予防訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要支援者の心身の機能の回復を

図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 第10条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

| 区分（片道の距離）         | 交通費     |
|-------------------|---------|
| 3. 5km未満          | 600円    |
| 3. 5km以上4. 5km未満  | 700円    |
| 4. 5km以上5. 5km未満  | 800円    |
| 5. 5km以上6. 5km未満  | 900円    |
| 6. 5km以上7. 5km未満  | 1, 000円 |
| 以下1km増すごとに100円を加算 |         |
| 消費税は別途            |         |

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域を福山市内とする。

(身体の拘束等)

第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し介護予防訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のためのマニュアルを定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第15条 当事業所職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第16条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第17条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団緑陽会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 当事業所職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第19条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症予防及びまん延の防止のためのマ

ニュアルを定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(守秘義務)

第20条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

2 当事業所は、適切な介護予防訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団緑陽会介護老人保健施設ふぁみりいの役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和3年7月1日より施行する。

この運営規程は、令和4年3月1日より改正実施する。